会　議　録

１　会議名

令和７年度　第１回高田区地域協議会

２　議題（公開・非公開の別）

自主的な審議（公開）

（１）中高生の居場所づくりについて

（２）自主的な審議のテーマについて

３　開催日時

令和７年４月２１日（月）午後６時３０分から午後７時３８分まで

４　開催場所

高田城址公園オーレンプラザ　研修室・会議室

５　傍聴人の数

１人

６　非公開の理由

―

７　出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委　員：澁市会長、栗田副会長、廣川副会長
飯塚委員、上原委員、佐藤委員、下村委員、杉本委員、冨田委員、
町委員、宮﨑委員、村田委員、山岸委員、山﨑委員、吉田委員
（欠席５人）

・事務局：南部まちづくりセンター　大島所長、小池副所長、石黒係長

８　発言の内容

【石黒係長】

・北川委員、柴田委員、茂原委員、淀野委員、渡部委員を除く１５人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第８条第２項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

・同条例第８条第１項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【澁市会長】

・会議の開会を宣言

はじめに、本日の会議録確認者についてだが、前回の３月１７日の会議録確認者を決める際に茂原委員がこの役割を拒否されたことに関連して、第５期高田区地域協議会の運営の取決めを確認したいと思う。昨年の第１回高田区地域協議会で会長、副会長を選任したほか、協議会の運営に関する取決めを話し合い、申し合わせ事項として当日配付資料No.１のとおり決定した。その時の会議録を読むとこれを全部みんなで確認したということになっている。

会議録の作成は、正副会長から順に１人ずつ、委員から名簿順に１人ずつ、つまり２人が会議録を読んで確認するという役割を決めた。今までずっと委員の皆様にもお忙しい中ご協力をいただいたが、前回の会議の際に茂原委員は理由がなく、できないと言われた。しかし、我々はみんなで確認して「異議なし」としたことなので、これはみんなで守るべきものだと考えている。会議録のこれからの確認は、今までどおり一人ずつお願いしたいと思うがいかがか。

【吉田委員】

今までどおりでよいと思う。

【澁市会長】

これからも我々が決めたとおり、みんなで役割を分担していくということでよろしいか。

（よしの声）

・会議録の確認：廣川副会長、山﨑委員に依頼

なお、今ほどの会議録の確認については、次第では「次第３　その他」の案件としているが冒頭に変更させていただいた。

― 次第２　自主的な審議（１）中高生の居場所づくりについて ―

【澁市会長】

次第２　自主的な審議（１）中高生の居場所づくりに入る。

まず、３月の会議を振り返りたいと思う。高田図書館、オーレンプラザ、ミュゼ雪小町について、勉強スペースとしての開放状況を調べたところ、高田図書館では会議室の予約が入っていない時間に開放していることがわかった。それを高校生に広く

周知しようということで、３月２５日に発行した高田区地域協議会だよりに掲載したところである。事務局、住民の方から何か反応はあったか。

【石黒係長】

今のところ何もない。

【澁市会長】

わかった。一方、オーレンプラザ、ミュゼ雪小町については、直前まで予約が入る可能性があるので会議室の開放は難しいという状況であった。これを踏まえて、この先どのように進めていくか、部会長の廣川副会長からお話いただきたいと思う。

【廣川副会長】

我々としても部会を１回開催しただけで終わりという形では少しうまくないかなというところであるが、今１８歳になると高校生は成人として選挙権等も与えられ大人扱いになる。あまりこちらが何もかも、高校生たちが考えていることを全部先取りするような形をするのもいかがなものかというところである。中学生、高校生あたりが自分たちの問題を自分たちの課題として捉えて、それをどういうふうに解決していくかというのを知恵を出し合って、その解決の方策を自分たちなりに工夫していく機会を奪うというのは大人としてはやらないほうがよいのではないかとも危惧する。

今、地域協議会だよりで紹介したことをさらに周知とか、ほかにも利用できそうな場所があれば紹介くらいはできるのではないかということで、５月１２日にもう一度部会を設けて、地域協議会としての関わり方について話し合い、今後の方向を決めていきたいと思う。勉強場所の確保については、やれることはやったのではないかという話になれば、その件については終了とする方向で進めたいと思うし、また、前回の部会に参加しなかった方でも居場所づくりについて、こういう方向で進めたらよいのではないかというアイデアとか、こんな場所あるよという情報があったらお聞かせ願いたいと思う。５月１２日の月曜日、午後６時３０分から雁木通りプラザ３階の会議室で話し合いの機会を持ちたいと思うので参加願いたい。

【澁市会長】

ただ今の説明について、質問のある委員の発言を求める。

【町委員】

１８歳になるからその辺の意思決定というのは当事者に任せるという話だが、１８歳になった人たちで自習室を使いたい人たちは基本的に受験生だと思う。その年に選挙があるかどうかもわからないのに、放置というか放任的な感じに聞こえた。そうではないのではないかなと私は思った。

【廣川副会長】

それに関して、自治的な活動を支援していくというのは、学校の教職員はじめ保護者、それから、我々地域の大人みんなが見守っていかないといけないというのは、しっかり押さえておかなくてはいけないと思うが、中学生や高校生が自分たちが本当にしたいこととか、こうあったらいいなと思うことについて、自分たちなりに相談したりしていく機会はとても大事なところだと思う。それを先取りして、ここを用意したよというような形をやりすぎるのは、子どもたちの成功体験とか、せっかくの場面を奪うことにつながる危険性があるのではないかなという気持ちを述べたまでである。

【澁市会長】

非常に微妙な言い回しだが、教育者の方がその経験をもとに考えをおっしゃった。

【町委員】

私もその一人である。

【澁市会長】

ほかに手はあるか、細かいことを議論しだしたらここで話し合いが終わるという問題ではないと思う。これからもこういう話をどんどん続けていくべきだと思う。

【廣川副会長】

そういう声をまた聞かせていただきたい。

【澁市会長】

５月１２日月曜日の午後６時３０分、市の雁木通りプラザの３階の会議室で部会を開催する。誰でも参加できるので、できれば前もって事務局に参加すると言っていただけると準備がうまくいくと思う。

以上で、次第２　自主的な審議（１）中高生の居場所づくりについてを終了する。

― 次第２　自主的な審議（２）自主的な審議のテーマについて ―

【澁市会長】

次第２ 自主的な審議（２）自主的な審議のテーマについてに入る。

前回の協議会で話し合ったことを確認したいと思う。まず、市からの報告の方法について、次の条件の下で書面による報告を基本とすることを決定した。

条件１として、正副会長が必要と判断した場合、または条件２として委員定数の４分の１、つまり５人以上の委員が請求した場合、この場合は担当課の説明を求めることができることとした。

次に、諮問について、旧本町ふれあい館の土地・建物について自主的審議事項とすることが決定したので、本日はどのように話し合いを進めるか、どのような意見書をまとめるかを話し合いたいと思う。

改めて、杉本委員の提案を確認する。「旧本町ふれあい館について、公の施設としての機能の廃止と土地・建物の処分は本来別件であるから、土地・建物の処分について自主的な審議のテーマとする」このように提案され、自主的審議事項とすることに決定した。ここまでよろしいか。

【冨田委員】

前回欠席したのだが、これはもう１２月に市議会で議決されて、土地・建物は元の持ち主に譲渡されているはずである。それについて何を審議するのか。

【澁市会長】

これからそういう話をしたいと思う。今の質問だが、あれは１２月の市議会で無償譲渡するという案件が議決されて、それをもとに市はその土地・建物について既に相手方に譲渡した。現在は土地・建物は市の所有物ではないと事務局を通じて確認している。そういうことが事実としてある。

もう一つ重要なことは、公の施設としての機能を廃止する時に高田区地域協議会に諮問され、それは支障なしと答申した。廃止される前に高田区地域協議会は同意したということである。本来の機能が無くなったということなので、残った土地と建物は、市の区分けによると市が所有するほかの土地と同じように普通財産という扱いになった。そういう普通財産はほかにもたくさんあると思うが、その土地の譲渡について諮問する必要があるのかどうかということも問題になってくると思う。ほかに

もいろいろな疑問があると思うが、これから意見をまとめて、意見書を作らなくてはいけないので、皆様の意見を聞いてどういう考えで意見書を作ったらいいのか考えていただきたいと思う。自由な意見をお願いしたい。

【冨田委員】

前にも言ったが、あそこを高田祇園祭で使えれば非常に喜ばしいが、もうそれは無理なんでしょ。ふれあい館がまた市に戻ってくることはもうない。だから別の施設等を題材に諮問について自主審議しようとしているのか。

【澁市会長】

私が決めるわけではない。土地・建物を処分するのだったら、高田区地域協議会に諮問すべきだったということではないか。

【冨田委員】

諮問してももうダメなんでしょ。

【澁市会長】

ダメだったというのではなくて、事実として既に土地は相手方に渡っているということである。

【冨田委員】

だから、もう市には戻ってこないんでしょ。

【澁市会長】

民法上の譲渡が完了しているから、戻ってこないですよね。裁判で訴えてもダメなんじゃないですか。

【冨田委員】

戻ってくるならやってもよいと思っているが、戻ってこないのだから意味がないのではないか。別の論点から議論しようとしているのか。

【澁市会長】

冨田委員の質問は、こんなことをやっても仕方がないのではないかということか。

【冨田委員】

ふれあい館についてはそうである。

【村田委員】

冨田委員の意見はもう戻ってこないからということではなくて、そういう対応と

いうことに対して私たちが意見を示すべきだと思う。今後も高田区内の市の土地で非常に条件の良い土地があって、それを市のほうで勝手に譲渡されてしまえば、高田区として有効に活用することもできなくなってしまうわけだから、やはり、譲渡についても諮問されるべきという構えを市に持っていただくことは、非常に重要だと思う。

【澁市会長】

村田委員は、土地・建物を市が譲渡する場合は諮問しろということか。市はあちこちに市有地を持っているはずだが、例えば、差し押さえたものも結構あるだろうし、いろいろな事情があって市の所有物になっているものもあると思う。

【村田委員】

補足だが、例えば、機能していない土地・建物があれば、中高生の居場所として使おうとか、高齢者が集う場所として有効に活用しようという高田区の活性化につながるアイデアが出るかもしれない。令和５年度に地域活性化の方向性を作成したので、その具体化の一つの手立てになる可能性があるわけだから、勝手に譲渡されてはいけないというところは高田区地域協議会の主旨からして当然だと思う。

【澁市会長】

どういう基準をもって審査の必要性が言えるのか。例えば、この間杉本委員から情報提供された仲町６丁目の市営住宅、和同保育園の南側に鉄筋コンクリートでできた市営住宅があったが古くて用途廃止した。それは高田区地域協議会で同意したのだが、鉄筋コンクリートを壊すのはかなりお金がかかるので、しばらくの間そのまま放置されていた。

【杉本委員】

放置というか、アスベストの処理があった。

【澁市会長】

でも取り壊したんでしょ。取り壊して更地になったものを今度売るという話か。

【杉本委員】

そこはまだ決まってない。

【澁市会長】

その他のいろいろなことが高田区はあると思うが、どういう案件について諮問を

求めるのか。価値があるものと、言いたいことはわかるが。

【宮﨑委員】

ふれあい館の機能廃止は地域協議会に諮問されましたよね。だから私は特に話があってしかるべきだと思っている。

【澁市会長】

本町ふれあい館の機能の廃止については、我々が審議して同意した。だから、その跡地の処分についても我々に審議させろということか。ただ、ここに会議録があるが、機能の廃止と土地・建物の処分は本来別案件だと杉本委員が明言している。機能の廃止について審議して同意したからといって、別案件である土地・建物の処分についてまた諮問しろと。宮﨑委員は関係があるのだからと言うが、頭が少し混乱してくる。なんで関連がある場合は審議が必要になるのか。

【宮﨑委員】

それについて議会は承知しているから。

【澁市会長】

議会が。

【宮﨑委員】

無償で返すという形にしたわけである。

【澁市会長】

そうですね。

【宮﨑委員】

この１７年間の間、なんとか本町の商店街の活性化のためにといって市民の税金をつぎ込んできたわけですよね。そういう問題を含んだ中で、無償でよこせと、返せと言うから返したなんて考えられない状況にしたわけ。

【澁市会長】

宮崎委員のおっしゃるのは、ふれあい館を相当なお金をかけて何年も維持してきたのに、老朽化して危険だということで廃止したわけだが、それを市はどうしようか考えていたら、元の持ち主から無償でくださいという話が来たので確か譲渡を決めたと思うが、それはけしからんということか。

【宮﨑委員】

そういうことがまかりとおるならば、市の公共物と言われるものが市民の目にふれないで処理されてしまう。今の市営住宅の問題もそういう問題をはらんだ形である。

【澁市会長】

問題が複雑になるので市営住宅はちょっと外して、本町ふれあい館について言うと、建物はもう古くて使えない、むしろ解体しなくてはならない。

【宮﨑委員】

そのように言われているが、本当にそうなのかというのがある。

【澁市会長】

それは我々が議論してもわからない。

【宮﨑委員】

だから改めて検討していく必要性があったわけ。

【澁市会長】

どんどん話が細かいところに入っていくような感じだが、基本的には財産価値があるところだからということか。

【宮﨑委員】

そうである。

【澁市会長】

価値があるかどうかは誰が判断したのか。

【宮﨑委員】

それはみんなでまた検討するしかないのではないか。

【澁市会長】

私たちはそんな時間もないし能力もない。あの建物がもう危険なのかどうかは誰が判定するか知らないが、危険だと言われているから市は使用を中止して機能廃止したのではないか。

【宮﨑委員】

危険だっていう形が理由になっていないのではないか。

【澁市会長】

老朽化である。

【杉本委員】

話が混乱しているので、整理する意味で話をしてみたいのだが、例えばの話で、雁木通りプラザの機能を廃止したとして、残った土地・建物をどうするかといった時に、それは市が勝手にやってもよいのかという問題にならないかということで、たまたま本町ふれあい館は小さな建物で、面積もそんなに大きくなくて古いから今回のような動きになっているのだと思うが、もっと大きな建物で価値のあるものがその機能が廃止になって土地・建物が残り、その土地・建物を処分する時に地域協議会に諮問したり、何かする必要が市としてはないのかどうかということではないか。

【澁市会長】

今の雁木通りプラザは、元々高田市役所があったところで、あそこに何階建てのビルを作って活用して、でも、あれほどの大きな施設、建物を機能廃止して、とり壊して売却するといったら、高田区の地域協議会マターではなく市議会マターではないか。

【杉本委員】

市議会で議論するのは当然としても、市議会でやるから地域協議会に諮問する必要はないのかどうかという話である。

【澁市会長】

だから、どういう理由で諮問しなくてはならないのか。

【杉本委員】

もっと違う物件で言うと、自衛隊の横に市営住宅か何かがあって、あれの機能を廃止するというのは、ここに諮問がきて承諾した。だけど、まだ古い建物も建っている。あれを壊すのはよいとしても、あのかなりある土地をどうするか、処分する時に高田区の地域協議会に何の音沙汰もなく市で勝手にやってもよいのか。

【石黒係長】

自衛隊の横は県営住宅である。

【杉本委員】

あの辺りで、市営住宅はなかったか。

【石黒係長】

それは別の場所である。ただ、そこはまだ機能停止といった話にはなっていなかっ

たと思う。

【杉本委員】

記憶違いをしているかもしれないが、あの辺で何かそういうものが以前に諮問が来たことだけ覚えている。だから、要はその機能停止した施設の建物なり土地なりが残った時に、前回もそれは別件で、当然処分する時には諮問が必要ではないのかという話をしたわけだが、澁市会長が言っているように多分いっぱいあると思う。いっぱいあるからこそ、勝手にやっていいのかという話になるのだと思う。

【澁市会長】

普通財産を処分する場合は、当然市議会の同意が必要で、それは条例で書かれている。でも、我々が市から審査してくださいと言われる案件については、確か委員の手引きにも書いてある。それこそ１年に１０件か１００件くらい処分があるかもしれない中で、それを全て地域協議会が審査するというのは、事実上不可能ではないか。地域協議会の運営に関する例規というのがあって、これは大島所長からも説明があったと思うが、市が地域協議会の意見を聞くことついて、どういうことかというのもかが書いてある。大島所長から説明願う。

【大島所長】

諮問が必要なことというのは、手引きにも書いてあり、皆さんそれをご存じだと思う。公の施設、小さいものから大きいものまであるが、その中で、例えば中心地に位置していて大きいもの、雁木通りプラザが例として出されたが、廃止する時、それは機能廃止、公の施設の廃止は諮問されるが、その土地について処分する時に何もなくてよいのかという話だと思う。どういう場合に諮問を必要として、どういう場合だったらそこまでではないという、その辺の考え方なりが皆さんの中でまとまれば、そういうことを意見書として出していただくことになるのかと思う。そこが問題ではないか。

【杉本委員】

最低限、機能を廃止する諮問がきた時に、この後この土地はどうするのかというお伺いを立ててもよいのではないかと思う。もし売却するのであれば、その時にはお知らせくださいとか、そういう意見を付けるというのは有りかと思っている。

【澁市会長】

諮問への答申の中に廃止した後の処分の方法についてはということか。

【杉本委員】

そうではない。機能を停止しますという諮問がきて我々が答申する時に、後ほどこれを売却する時には、最低限の説明なりを高田区地域協議会にしていただけませんかというような意見を付して答申する。

【澁市会長】

個々の問題に応じて、機能の廃止については同意するが、跡地の処分については、あらかじめ当協議会の意見を聞いてくださいというような意見をつけるということか。我々の申し合わせということになる。

【杉本委員】

市に附帯意見として伝えるわけだから、市がそれを無視するかどうかというのはあるが。

【澁市会長】

個別の案件について、そういうふうに出せばよいということなので、一般的な話として何か言えるか。

【杉本委員】

意見を付して返すのは自由なわけだから、何も規定されていないと思う。そういう意見を付けて答申してはいけないという規定もない。そういう点でいうと本町ふれあい館については済んだ話だから仕方ない。だから、これから出てくる案件についてはみんなで議論した結果、機能停止するのはよいが、後々売ったり手放す時には、ちゃんと報告なり諮問なりをしてもらわないとうまくないということになれば、そういう意見を付ければよいのではないか。

【栗田副会長】

「諮問」という言葉を使ってしまうと、諮問はどういう時に諮問だというのは、この前から説明してもらっているとおりなので、重要な公の施設、重要なと付くのがポイントなのかもしれないが、公の施設を廃止する時とか設置する時に諮問しましょうというのは条例で決まっていることである。だから、今、杉本委員の意見をまとめると廃止の諮問がきた時にはこの中で議論するわけだから、その時に附帯意見を付けて、売却するとか壊す時には地域協議会にも連絡をくださいということで、それを

諮問をしてくださいという言葉をつけてしまうと、諮問にはできないのでそれは難しいが、意見書には附帯意見をつけて答申することができるので、先ほどの宮﨑委員の話のとおり、諮問が来た都度、我々で話し合って必ず附帯意見を付けるようにしていこうということか。

【杉本委員】

そういう点では、無条件で承諾したわけではないということになる。

【栗田副会長】

物件によってだから、無条件の場合もあるわけだから、そういう時は付ける必要はないので、そこだけ我々が確認をしておいて、きちんと議事録に載せておいてもらえばよいと思う。

【澁市会長】

市に対して意見書という形でそういうことを表明する必要はないのではないか

【杉本委員】

答申書が来たものに対して、返答しなきゃいけないわけである。

【澁市会長】

もう返答したではないか。

【大島所長】

今の話をお聞きしていると、皆さんの結論というのは、本町ふれあい館のことを一つの反省として、これからそういうことがあった時には、答申する時に少し気をつけようとか、みんなで話し合いをしようということだと思う。それは正に先ほど会長が言われたように、皆さんの申し合わせではないかと思う。なので、自主的審議事項にしましょうということになったが、今これを話していって、このことを市に意見書として出すというのとは少し違うかというふうに感じている。自主的な審議として今日こういう形で話し合いをして、そういう大事な公の施設の廃止の諮問が来たら、建物だけではなくてその土地のことも含めて考えるということを、ここで確認されれば、この話し合いは収束するのではないか。

【澁市会長】

私もそう思った。取り決めというか、我々が１年前に会議の運営についてということで議論して、申し合わせ事項を決めた。それと同じことで、こういう重要な施設の

機能の廃止についての審議を求められたら、よくチェックして廃止された後の建物あるいは土地の処分について、市が決定する時にはあらかじめ高田区地域協議会の意見を求めてくださいというふうなことを書こうということではないか。地域協議会の意見書という形ではならない。申し合わせ事項である。

【杉本委員】

意見書なんて何も言っていない。

【澁市会長】

自主的な審議のテーマとするということになっているので、当然私は意見書を考えていたが、そうではないということか。

【栗田副会長】

みんなで話し合いましょうと言っただけで、意見書を出しましょうと言った覚えはないと杉本委員は言っているわけだから、今日みんなで話し合ったのだから、これで自主的審議になるのではないか。

【澁市会長】

そういうことである。

【冨田委員】

本町ふれあい館の件で、我々は受動的なので、能動的にやらないといけなかったというのが自分の反省である。地元商店街や祇園祭の関係者も含めて、なぜ私たちは行政にもっと言わなかったのだろう。あの本町ふれあい館が今どうなっているんだ。私たちはあれを使いたい。御旅所をあの中に入れたいのだと。そういうことをもっと市に強く言うべきだった。全然言ってなかった。市は役所内で新たな用途がないか照会したというが、なぜ、高田の祇園祭の祭典委員会に聞きに来なかったのか。

【澁市会長】

町内会には聞いたと言っていた。

【冨田委員】

来なかったと聞いている。

【澁市会長】

町内会の役員等ではないのかもしれない。

【冨田委員】

町内会長である。

【杉本委員】

そういう人に話しがない。

【澁市会長】

それは審議を求められた時に我々が確認すべきだった。

【冨田委員】

だから、我々は受動的ではなくて、市から来るのではなくて、我々がこれを使いたいと自ら動かなくてはならない。

【澁市会長】

そういう審議を求められたら、我々から関係の町内会とか商店街に話を聞く必要があるということか。そういうふうに市が予備調査をしていないという前提ならばそうすべきだということになる。だから、市にちょっと待ってください、我々も調査しますからということになる。

【冨田委員】

地域協議会のミスだと思う。住んでいる人たちが困っている、何とかしてよという地域の声を受けて地域協議会が検討するべきだった。

【澁市会長】

その他、これはという意見、火を消したようなことを言わなくてもよいが、意見があったら、ぜひどうぞ。

私は勘違いをしていた。どうしても意見書を作らなくてはいけないものだと思っていた。

【飯塚委員】

火を消したような意見かもしれないが、この本町ふれあい館のことに関しては決まったことなので、時間がない中でこれを議論しても仕方がない。これから先のことは、先ほど杉本委員やいろいろな方がおっしゃっていたように、先のことは進んで話し合わなくてはいけないが、この本町ふれあい館についてはもう決まっていることだからどうしようもない。時間がないので話を進めていきたいと思う。

【澁市会長】

時間がないというのはわかるが、我々はよい勉強をした。まず一つとして、もう少

し先のことを読んで、市に対して要望を出さなくてはいけなかった。二つ目は市からそういう諮問があった場合、ちょっと時間をかけてでも、関係町内とか商店街に意見を聞くべきだったという、非常に重要な勉強をした。要するに、こういう失敗からいろいろな教訓が出てきたわけで、それをぜひまとめたいと思う。

【吉田委員】

本町ふれあい館は報告で来たと思う。

【澁市会長】

機能の廃止について諮問で来た。

【吉田委員】

これから城南中学校の跡地とか、いろいろな案件が出てくると思う。だから、本町ふれあい館の二の舞いにならないように、諮問が来た時は注意して前向きにみんなでやったほうがよいと思う。

【澁市会長】

非常にいい意見が出て、我々は多くの学習をしたので、これをまとめたいと思う。事務局で案を作ってください。

【石黒係長】

何をどうまとめるのか。今、皆さん話していただいたことで充分だと思う。

【澁市会長】

それをまとめてくださいと言っているわけです。

【石黒係長】

会議録はまとめるが、それを作成して改めてお配りするのか。

【澁市会長】

いやいや、それからさらに正副会長の事前協議の時に議論してまとめましょう。

【石黒係長】

自主的審議事項としての話し合いを今回で終了するならば、終了する決を採ってください。

【澁市会長】

自主的審議事項として取り上げて議論するということは前回決まった。今日話し合って非常によい意見が出てきて、まとめたいというふうになっているので、この自

主的審議事項はここで一旦終わるということでよろしいか。

（よしの声）

ではそういう形で、いずれにしろ次回、文章の形で、皆でこういうことを学んだということを作りたいと思っている。

以上で、次第２ 自主的な審議（２）自主的な審議のテーマについてを終了する。

― 次第３ その他 ―

【澁市会長】

次第３ その他に入る。

３月２７日に全２８区の地域協議会会長による地域協議会会長会議があり、廣川副会長から代理で出席いただいた。簡単に概要を報告いただきたいと思う。

【廣川副会長】

３月２７日に直江津学びの交流館で地域協議会会長会議があり、会長の代わりに出席した。２８区のうち２６人出席され、副会長が代理で出席した区がほかにもいくつかあった。

市からの説明では、これからの地域自治制度の見直しを検討していて、令和１０年度から新しい体制で臨んでいきたいという中で、地域協議会に関しては現時点での取りまとめの説明があった。現在公募公選性であるが、なかなかなり手がいなかったりということで、今期は選挙を行った区はなかった。今後の在り方として、地域団体の推薦と公募の両方を併用するような方向で進めたらどうかということ、また、委員は現在ボランティアでやっているが、一定額の委員報酬を支給したらよいのではないかということ等が案として示されている。新聞や市のホームページ等で見た方もいるかと思うが、今の時点ではまだ決定しているものではないので、令和７年度に各区の地域協議会との中でも意見交換とか説明の機会を設けて、来年、再来年、そして、１０年度からできるように進めていきたいという話があった。

説明が１時間くらいあって、その後質疑応答の時間が取られたが、それぞれ区によって実情が違うので、会長方からはいろいろな意見が出るが、その意見を受けて話し

合いが深まっていくというような会には残念ながらならず、それぞれの区の実情をお話になるような感じが多かった。地域協議会の委員に女性枠を設けたらよいのではないかというような考えも出ていた。ダラダラした説明だったので、要点をつかんでそういう方向なのだなと理解するには至らなかった。

今年度中にできるだけ早い時期になると思うが、担当者がここに来て説明したり、我々の考えを聞いたりする機会を作ってくれるという話があったので、それを受けてまた我々の考えをまとめ、要望を出したりしながら次期の地域協議会の委員が決まっていけばよいなという思いである。

【澁市会長】

ただ今の報告についてよろしいか。ここに会議の翌日の新聞記事のコピーを持っているが、そこに同じようなことが書いてある。市から当協議会に説明があるのか。

【大島所長】

日程調整をして５月以降に順次行う予定である。

【澁市会長】

５月以降ということなので、十分に作戦を練って市に質問していただきたい。この件についてよろしいか。

【杉本委員】

地域自治区が２８あるが、規模が全然違う。市はどの辺にターゲットを置いて議論しているのか。そのような話は出てこなかったか。

【廣川副会長】

それは分からない。

【澁市会長】

それは市からの説明の時にしてほしい。

【杉本委員】

２、３千人しかいないところと２、３万人をターゲットにしているところでは、全然考え方が違ってくる。

【澁市会長】

おっしゃるとおりである。

【杉本委員】

議論しているというが、そこが心配である。

【澁市会長】

いろいろ心配事があると思うが、その辺の問題点は市からの説明の時に直接聞いてほしい。

以上で、３月２７日の地域協議会会長会議の報告は終了する。

もう一つ、その他として、前にＬＥＤ防犯灯の設置、補修を公費で行うことについてということで意見書を出した。市からほとんどゼロの回答が１か月くらいできた。それを受け取ったので、この件については一旦締めるというふうにしたいと思うがよろしいか。

【冨田委員】

前回の協議会に欠席したので議事録の概要が送られてきたが、主語が何かわからない。町内会の費用負担については、課題として認識しているが、町内会が抱えるほかの課題も含めた中で、総合的に把握して対応すべきと考えると。これは町内会と行政のどちらが考えるのか、主語はどうなのか。

【大島所長】

市である。

【冨田委員】

承知した。

【澁市会長】

それについては、確か市議会に対しても同じような意見書が出て、同じような回答があったと記憶している。

以上で、ＬＥＤ防犯灯の設置、補修に関連する事項は一旦締めたいと思う。

皆さん何かアクション起こしたいのであれば、新聞に投書するとか、ＳＮＳで発信するとか、いろいろ手段がある。私はおかしいと思う。公共財でしょ。公共財に市は３分の１しか負担していない。住民が３分の２出して電気料金が減ったわけですよ。そのベネフィットは全部市の懐に入るというのは絶対おかしいと思う。そういうふうに考えているので、私は新聞か何かに出そうと思っている。

以上で、次第３　その他を終了する。

― 次第４ 事務連絡 ―

【澁市会長】

次第４ 事務連絡に入る。

事務局より説明を求める。

【小池副所長】

・今後の地域協議会等の日程連絡

第２回地域協議会：５月１９日（月）１８：３０から

高田城址公園オーレンプラザ

第３回地域協議会：６月１６日（月）１８：３０から

高田城址公園オーレンプラザ

先ほど、廣川副会長からもお話があったが、地域自治推進プロジェクトにおける各検討項目の方策案について、市の担当課の地域政策課の職員から説明と皆さんにもいろいろ意見をお伺いしたいということになっている。５月か６月あたりになると思うが、日程がついたら、この協議会の日に合わせて来てもらうよう、これから調整に入るのだが予定している。また内容等、日程が決まったら、案内するのでよろしくお願いしたい。

【澁市会長】

それに関連して、前回の協議会で出た上越地域医療センター病院の改築の話だが、私はもう少し我々に情報があってもよいのではないかと思っている。ぜひ市のほうに説明していただくようにアレンジしてほしい。

【大島所長】

担当課に相談したいと思う。

【石黒係長】

５月１２日の中高校生の居場所づくりの部会に、現時点で出席予定の方、人数を把握するため挙手願う。

【澁市会長】

今挙手されていない方の当日参加も可とします。

・ただ今の説明について質問を求めるがなし

・全体を通して質問等を求めるがなし

・会議の閉会を宣言

９　問合せ先

総合政策部　地域政策課　南部まちづくりセンター

TEL:０２５-５２２-８８３１(直通)

E-mail:nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

１０　その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。